

東京第一会計ニュース

2016(平成28)年1月1日発行

No.103
CONTENTS

新年のご挨拶

第37回 末広会総会ご報告

顧問先紹介【株式会社 香取建設】

マイナンバー制度

ワンポイント税務

健

いしづえ

二〇一六年
迎春



マイナンバー制度

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

平成28年1月よりいよいよマイナンバー制度が開始となりました。昨年10月より順次通知カードが届き、各事業所においても取り扱いについての準備を進めていくことと思います。

個人番号・特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取り扱いについては、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をしなければなりません。各ポイントを押さえながら再度確認していただければと思います。



マイナンバーはこんな時に使います

事業者である皆様は、マイナンバー制度で定められた事務のうち、税と社会保障の手続きで利用することになります。マイナンバーの提出先は、税務署・市区町村・年金事務所・健康保険組合・ハローワークです。

従業員の給与・福利厚生

